

平成29年第2回横手市議会3月定例会会議録

議事日程（第6号）

平成29年3月10日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 一般質問
第 2 陳情委員会付託
-

本日の会議に付した案件

議事日程第6号に同じ

出席議員（24名）

1 番	高橋和樹	3 番	立身万千子
5 番	小野正伸	6 番	遠藤忠裕
7 番	土田百合子	8 番	寿松木孝
9 番	播磨博一	10番	青山豊
11番	加藤勝義	12番	奥山豊和
13番	本間利博	14番	菅原正志
15番	土田祐輝	16番	佐藤清春
17番	佐藤忠久	18番	塩田勉
19番	佐々木喜一	20番	佐藤誠洋
21番	高橋聖悟	22番	木村清貴
23番	阿部正夫	24番	齋藤光司
25番	菅原惠悦	26番	佐々木誠

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（32名）

市 長	高橋大	副 市 長	石山清和
副 市 長	藤本和宏	教 育 長	伊藤孝俊
総 務 部 長	高橋実	総 合 政 策 部 長	小丹茂樹
ま ち づ ぐ り 推 進 部 長	高橋征徳	市 民 生 活 部 長	藤井靖己

健康福祉部長	三浦 淳	農林部長	佐藤 誠悦
商工観光部長	小田嶋 利宏	建設部長	渡部 幸伸
上下水道部長	佐藤 亮	教育総務部長	皆川 規和
教育指導部長	佐藤 宣延	消防長	大石 義孝
市立大森病院 事務局長	金澤 和彦	市立横手病院 事務局長	浮嶋 優子
総務部次長兼 秘書広報課長	佐藤 均	総務部次長兼 人事課長	佐藤 雅義
総合政策部次長兼 経営企画課長	村田 清和	まちづくり 推進部次長	加賀谷 秀昭
総務課長	栗田 律子	財政課長	佐藤 勉
横手地域局長	大和 敏憲	増田地域局長	見田 貞一郎
平鹿地域局長	國安 清久	雄物川地域局長	黒政 欽一
大森地域局長	長谷山 達夫	十文字地域局長	松本 和弘
山内地域局長	中村 広幸	大雄地域局長	戸田 勝己

事務局職員出席者

事務局 長	高橋 嘉	主 幹	佐々木 賢祐
副 主 幹	菅原 ゆかり	議事調査係主査	松井 尊臣
議事調査係副主査	菅原 義隆		

◎開議の宣告

- 佐藤忠久 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
-

◎一般質問

- 佐藤忠久 議長 日程第1、一般質問を行います。
通告により、質問は順番をもって許可いたします。
-

◇ 齋 藤 光 司 議員

- 佐藤忠久 議長 24番齋藤光司議員に発言を許可いたします。
24番齋藤光司議員。

【24番（齋藤光司議員）登壇】

- 24番（齋藤光司議員） おはようございます。

ようこそ、本当に、わざわざ聞きにきていただいて感謝します。ありがとうございます。

市民の会の齋藤光司です。

昨年の9月、12月に引き続き今回で3度目、公共温泉施設の再編及び民間譲渡計画についてというテーマで質問を通告しております。皆様には、またかという思いもおありでしょうが、それだけ私の思いも強いものがありますし、横手市にとってもFM計画の最初の一步であり、何よりも地域、住民、利用者にとって施設で過ごす時間、それこそがもはや生活の一部であり、一日そのものであります。わけのわからない形での施設の閉鎖、これは絶対に許せないことでありますし、なぜ潰してはいけないのかという理由も提示をしながら、今日も一生懸命質問をさせていただきます。

まずは、大きなテーマのもと15項目を通告しておりますので、順次質問をしていきたいと思っております。

大きなテーマ。公共温泉施設の再編及び民間譲渡計画についてお尋ねをいたします。

1、民間譲渡という手法でプールを残すことが可能と考えているか。また、プールを維持するという応募がなかった場合、市としてプールを残すことが可能か。どちらもできないとするならば、代替案をどう考えているか伺います。

2つ目、今でさえ狭いと苦情のある雄川荘の日帰り施設の温泉のキャパシティで現在のえがおの丘の日帰り入浴客の受け入れは可能と考えているのか伺いをいたします。

3つ目、公共温泉施設の公募要項の中に地域住民や利用者の施設に対する思い、意向を取り入れていく必要があると思うのですが、その考えを伺います。また、必要があるとした場合、その手法についてもあわせて伺いをいたします。

4つ目、不思議に思っているわけですが、これは私個人ですけれども、民間譲渡に際して一斉公募に

こだわる理由をお伺いしたいと思います。

5つ目、民間譲渡のプロセスには、応募者のプレゼンテーションが必須条件だと思います。また、そのプレゼンテーションについては、市民、地域、利用者に内容の公開が基本だと思いますが、お考えを伺います。

6つ目、市が求める地域の活性化策とは、地域という広さの捉え方、事業規模の大きさ等といろいろ考えられますが、具体的にはどのようなことを指すのか。また、選んだ以上、そのプレゼンのテーマの具現化、結果の担保が当局としても求められると思いますが、担保をどのようにとるのかお伺いいたします。

7つ目、各施設の資産価値、経営状況等が違う中で、9施設の譲渡条件を同一として本当によいのか、その考えをお伺いいたします。

8つ目、譲渡後の9施設の想定される固定資産税額、また、持った以上、最終的には解体の費用がかかるわけですが、各施設ごと幾らと想定をされているのか、また、譲渡法人が事業経営破綻した場合のその維持管理はその後どうするのか。そして、そのとき市として、解体も含め無関与ではいけないと思いますが、考えをお伺いいたします。

9、現在の施設と同じ業務形態での経営参入ならば、ある程度その経営状況が想像できますが、新たなアイデアとして出されている高齢者施設の併設といった新規事業に対し、市として許認可も含めて協力していけるのか、この点もはっきりとお伺いをいたします。

10、特養の民間譲渡の際、市は修繕費用について決まりを設けました。今回の温泉施設についてはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

11、入湯税、固定資産税の扱いをどうしていくのかお伺いいたします。

12、大規模宿泊施設には、市の将来観光振興の布石とするために市外大規模観光業者に運営を依頼をする。そういう民間譲渡があってもよいと思いますが、考えを伺います。

13、応募のない施設に対しては、どのような手順、期間で存廃を決定するのかお伺いをいたします。

14、施設の指定管理者である第三セクターに譲渡先としての優先性を持たせないとしましたが、結果的に第三セクターの会社としての存廃を決めることにならないか心配をしています。そのことに対しての考えを伺います。

15、現在9施設で189人の雇用者がおり、身分保障がされているのは市の正職員7人だけです。身分の安定しない182人の雇用について、市はどのような責任を持って対応をしていくのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

当局におかれましては、ぼやけた答弁ではなく、はっきりとした答弁を期待しております。皆様にはご清聴ありがとうございました。

○佐藤忠久 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 おはようございます。

齋藤光司議員より、公共温泉施設の再編及び民間譲渡の計画についての1点に絞って15項目にわたるご質問でございました。

まずは1点目、市としてプールについての代替案とはどのようなお尋ねでございました。

昨年は7月に行いました公共温泉施設の事業活用、アイデア等の募集には、えがおの丘と雄川荘の2施設に対して、関心を持つ業者からプールの活用を含む提案がありました。これまでの収支実績を勘案すると、事業としての成立可能性をどのように見出すのがポイントとなると予想されますが、民間事業者によるプール維持の可能性が全くないわけではないと考えており、優れた経営ノウハウを有する事業者の応募に期待したいところであります。

なお、結果として公募に対する応募がない場合、または応募があっても譲渡先としてふさわしくないと判断される場合には、方針に基づき、えがおの丘は廃止させていただきたいと考えておりますので、プールについても存続はできないことに何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。また、近くの大森地域に秋田県南部老人福祉総合エリアの屋内温水プールがございますので、積極적으로ご利用願えればと思います。

続きまして2点目、雄川荘の日帰り施設のキャパシティーについてのお尋ねでございました。

仮定のお話になりますが、単純にえがおの丘の温泉利用者を全て雄川荘で吸収できるかということ、浴槽の規模の関係で不可能であります。しかしながら、現時点では全ての施設について、民間譲渡を初めとした再編方針に基づく取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、その結果を見た上で検討しなければならない事項であると認識しております。

続きまして3点目のご質問、地域住民や利用者の施設に対する意向についてのお尋ねでございました。

議員ご指摘のとおり、地域住民や利用者の皆様の意向や思いを譲渡の条件に取り入れていくことの重要性は認識しております。しかしながら、民間事業者による経営という視点では、多種多様な要望を条件に取り入れることが、場合によっては民間譲渡を進める上での阻害要因になるとも想定されます。そのため、昨年の事業活用アイデア募集やこれまでの関連事業者との対話から、疎外要因にはならないと判断される施設については、地域住民の皆様から要望されている入浴、宴会などの基本的なサービスの実施を譲渡条件に取り入れることを考えておりますが、一方でそれらの実施を条件としない施設も想定しております。

なお、譲渡の前提として、地域の活性化に資する事業の実施を全ての施設の条件としたいと考えておりますので、特定サービスの実施を条件としない、または、それを最小限にすることが逆にこれまでにない新たな質の高いサービスの提案に結びつく可能性があるところでもあります。

また、3月下旬から4月上旬にかけ、公共温泉施設の再編方針に基づく取り組みに関する市民説明会を予定しております。その際に頂戴する地域住民の皆様からの要望や思いについては、選定審査を経ての譲

渡候補者との最終調整を行う段階で、取り入れることが可能かどうかの交渉もしてまいりたいと考えております。

続きまして4点目のご質問、民間譲渡に際して一斉公募にこだわる理由についてのお尋ねでございました。

事業活用アイデア募集や関連事業者との対話を通じて、複数施設の経営に関心を持つ事業者が存在することがわかりましたので、施設の譲渡に向けては一斉公募がより効果的であると判断したことによります。

続きまして5点目の質問、応募者のプレゼンテーションの内容の公開についてのお尋ね、考えはということでした。

譲渡に向けたプロセスの一つとして、副市長を初めとする市幹部職員に加え、公認会計士や中小企業診断士などの有識者を審査委員とする選定審査会を設置して、応募者によるプレゼンテーションの実施を予定しております。ただし、応募者の財務内容や経営アイデア、ノウハウなどに基づく財産とも言える独自の企画提案内容が不特定多数の方に周知される状況は好ましくないと考えます。したがって、プレゼンテーションの公開については検討しておりませんので、何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

続きまして6点目の、市が求める地域の活性化策とはどのようなことを指すのかのお尋ねでございました。

前段のご質問でも触れましたが、全ての施設に対して地域の活性化、または地域の元気創出に資する事業の実施を譲渡の前提条件にすることを想定しております。その活性化策については、どのような内容がそれに値するのかが応募事業者の考え、提案に委ねようと考えております。それを受けて提供されるサービスや地元雇用の側面、経営活動を通じた地域内経済振興、また、地域のにぎわい創出など、多様な側面から地域活性化に結びつく提案か否かを判断してまいります。なお、その具現化に向けた担保は、難しい面もありますが、安定的な施設経営の確保という観点から、財務面や収支計画、経営実績などを慎重に審査させていただきたいと考えております。

続きまして7点目、9つの施設の譲渡条件についてのご質問でございました。

再編方針を策定した理由の一つが、いわゆるFM計画推進の目的である公共施設の維持費用や更新費用を適正な水準に抑え、将来にわたって安定的な市の財政を確保するということとございます。一方で、民間事業者による地域活性化に資する事業を長く安定的に実施していただくためにも、施設の性格上、継続的な投資が避けられない点を考慮し、建物などに関しては無償譲渡とすることを考えております。後年度における市財政負担リスクの軽減を図りつつも、民間譲渡を通じた施設の維持継続を第一義に勘案した結果の譲渡設定であることに、何とぞご理解のほどお願い申し上げます。

続きまして8点目、譲渡後の9つの施設の想定される固定資産税、また解体の場合の費用、譲渡法人が破綻した場合についてのご質問でございました。

固定資産税については、県及び市の税負担部署の試算では、平成29年相当税額として全施設で約2,430万円となりました。ただし、この試算は比準価格などを用いて算出しておりますので、目安額として捉えていただきたいと存じます。正式には、譲渡が決定した段階で改めて評価作業が行われ、税額が確定する予定となっております。

また、解体費用については、構造、面積、立地場所などにより一律ではありませんが、平成25年12月に総務省自治財政局地方債課が公表した公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果をもとに試算した金額は、全施設の施設本体を解体した場合で約6億1,700万円となりました。

なお、譲渡法人が破綻した場合などについては、それら不測の事態発生時に対応を検討せざるを得ないと考えておりますが、譲渡であることを考慮すると、市としてできることにも限界があるのではと思われれます。現段階では、そもそもそのような可能性が低いと想定される事業者を譲渡先として選定するため、財務面などの調査を慎重に行うことが重要であると認識しております。

続きまして9点目のご質問、新事業に対するの協力についてお尋ねでございました。

施設譲渡は実施する事業内容に関する許認可などを取得済み、または取得見込みの事業者に対して行う必要があります。その点に関しては、関連する法令などに基づき厳格に進められるべき事項であると考えます。高齢者福祉施設などの新たな事業提案を検討している業者、事業者に対しては、許認可を行う関係機関などと十分に協議の上、応募いただきたいと考えております。

続きまして10点目のご質問、修繕費用についてお尋ねでございました。

特別養護老人ホームの民間譲渡に当たっては、譲渡後5年間のうち1回に限り5,000万円を超える大規模修繕などに対して、国・県などの補助金を除いた法人負担分の2分の1の額を補助することといたしました。これは、高齢者福祉施設施策の一環として、市として必要不可欠な特別養護老人ホームという施設の性格を考慮した上での支援施策であります。

今回の温泉施設の民間譲渡に関しましては、地域住民の皆様にとって大切な施設であることに変わりはありませんが、基本的には嗜好などに基づき、それを利用する方々みずから相応の負担をして受けるサービスを提供するという性格を有する施設であると捉えておりますので、その点では特養の譲渡とは視点を異にするものと考えております。

どのような事業を行うにしろ、施設の老朽化対策や利用者ニーズに答えていかなければならない点を考慮すると、継続的な投資は避けることができないものと考えます。市の支援施策ありきでなく、相当の投資リスクを織り込み済みの業者でなければ安定的な施設の維持は期待できませんし、後年度の財政負担が莫大になる可能性も考慮し、修繕費用に対する補助金などの施策は、現時点では想定しておりませんので、ご理解のほどお願い申し上げます。

続きまして11点目のご質問、入湯税、固定資産税の扱いをどうしていくのかとのお尋ねでございました。

入湯税に関しましては、温泉入浴者に課税されるものであることを勘案し、特別な支援施策などの検

討はしておりません。なお、固定資産税に関しましては、施設の安定的な経営を支援するため、譲渡後5年間は事業内容の地域活性化への寄与度に応じて固定資産税相当額、またはその2分の1に相当する金額を運営費補助金として交付したいと考えております。

続きまして12点目のご質問、将来の観光振興の布石として、市外大規模観光業者に民間譲渡があってもよいのではとのご提案でございました。

昨年4月から譲渡可能性調査の一環で、多くはありませんが大手事業者や、大手と関連を有する経営コンサルタント事業者から、施設を実際に視察いただいた上でのご意見を頂戴しております。その内容は、大手は基本的にリゾート開発がメインで、誘客には立地環境や施設のづくりが重要になるとのことであり、その観点では、市の温泉施設はコンセプトが不明確で現在の顧客ニーズに合致していないため、建て替えを含めた大規模改修が必要になるというものでございました。また、大手の中には、そもそも取り合っていただけないところもありました。

このような結果から、大手事業者への譲渡は非常に厳しいという感触を持っております。しかしながら、公募に際しては大手事業者に対しましても可能な限り関心を持っていただけるよう、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして11点目、応募のない施設に対してはどのような手順、期間等で存廃を決定するのかとのお尋ねでございました。

同一地域内近接施設的一方であるゆうらく、えがおの丘、大森健康温泉に関しましては、断腸の思いではありますが、民間譲渡がかなわない場合の廃止の方針について、何とぞご理解を賜りたいと考えております。そのほかの6施設に関しましては、譲渡がかなわない場合、5月から10月の6カ月間かけて、本年度の運営実績を市民の皆様にお知らせしながら、施設の廃止バランスや投資を含めた今後の財政負担見込み、観光誘客の受け入れに関する視点などを可能な限り定量化した上で、本年12月までには市としての存廃判断に関する考えをまとめ、議員を初めとする市民の皆様にご相談、ご協議させていただきたいと考えております。

続きまして14点目、施設の指定管理者である第三セクターに譲渡先としての優先性はとのお尋ねでございました。

民間譲渡に当たっては、行われる事業や提供されるサービス、または経営活動そのものが地域活性化に資すること、また、それが長く安定的に供給されることを重視したいと考えておりますので、現在指定管理者となっている法人が応募した場合でも優先性の付与は念頭にないことを、昨年12月の一般質問でもお答えいたしました。

議員ご指摘のとおり、現在指定管理者である第三セクター以外の事業者に施設を譲渡するとした場合には、法人としての存廃の検討も必要となる可能性が高いと考えております。まずは会社としての判断をしていただくこととなりますが、そのような場合に市としてどのように対応すべきかについては、法人や市以外の株主とも引き続き協議を重ね、議員の皆様にもご相談させていただきたいと考えております。

す。

続きまして15点目のご質問、9つの施設で雇用についてどう対応していくのかとのお尋ねでございました。

譲渡者の選定に当たっては、地域活性化の一つの観点で事業者の雇用方針や雇用条件についても重視したいと考えております。なお、譲渡がかなわない場合、または最終的に廃止の判断となった場合の施設職員への対応に関しましては、関係機関とも連携し、再就職支援などに全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○佐藤忠久 議長 齋藤光司議員。

○24番（齋藤光司議員） まず市長、答弁ありがとうございました。

中身については、私はもうまるっきり異論だらけでありまして、これからが、正直残された25分ですけれども、お互い理解できるものは理解しながらお願いするものはお願いしていかなければいけない、そのように思っているところでもありますけれども。

まず第1に、余りショックで手が震えるんですよ。ということは、なぜかゼロ回答ですよ、正直言うと。だからこの間言いました。温泉潰して漫画か。温泉潰して漫画か、この間私申し上げた。でもそれは期待を込めてですよ。あなたが今一生懸命やろうとしている、その新たな価値観をここの地域に生む。それを応援をしたい。頑張らせたい。でも今までの歴史も、我々の住んでいるここ、生まれてからここまで、東京から来る人ばかりでないすべ。生まれてからここさいてて、それこそ温泉が我々の生きがいになっているそういう人間、利用者数もこの後申し上げますけれども、それに対して余りにもそれこそむごい答弁だよな、まずそのことを申し上げたい。

なぜならば、真っすぐ言いましょう。この間、きのう奥山君の中でもありました。吉永小百合さん呼ばってきたことは最高だ。ぜひとも見たかった。JRで全国放送の中でこの横手がああいう形の中で、きれいな雪景色の中で、本当に、ああ俺たちってテレビさ映っても景色になるよな、誇りに思います。でも、そのことと条件に皆さんが補正予算で二次交通、お金つけましたね。私は思いの中で賛成しました。頑張れや。でも、結果的にいかに無駄だったか。いや、ある意味、正直よかったという思いの中ですよ。数字的にこれを申し上げます。

二次交通に559万円補正予算をつけました。臨時バスと乗り合いジャンボタクシーです。日にちは30日間。バスに486万円、タクシーに73万円です。1日18万6,334円。これを、何もないところではないですよ、定期バスある中で、逆にそれに乗り切れないからかどうかわからないけれども、それが条件として吉永小百合さんが来る条件だったかもしれないけれども、1日18万6,334円。細かな日にちは言いません。2月末まで21日間ありました。バスに乗車された方が195人、タクシーが57人であります。行くときに乗って、来るときに降らない。だから、行くとき逆に使わないで来るときに降る、だから奇数の数字になるんですけれども。でもこの数というのは実質往復ですから、合計で252人ですけれども、実質は126人ですよ。もう少し増えるかもしれないけれども、数字上、数学上は、今数字で話している

から。そうすれば、1日あたりですね、1日あたりですよ、平均一つ6人しかいないんです。6人。1人あたりに3万1,055円のお金をつけて、今の二次交通をしているということです。

無駄とは言わないけれどもみんな廃止する。いいですよ。でも、何とかして生かさねばできない。それが民間譲渡だと言いながらも、今、これからも申し上げますけれども、手を挙げたアイデア募集を、まだ手を挙げて募集していないからね。

まだもう一つ言います。せっかくだからね。その増田の中で数字的に、市長が逆に、数字が上がっているか上がっていないかわかりませんが、さっきは蔵ですよ。今度漫画です。世界一にしたい。わかるんですよ。その思いもわかる。頑張り。でも、特別展やっているんですね。27年度、28年度、増田のまんが館で。入り込み数が増田のまんが館全体で大体6万人ですよ。年間。それで特別展に入られる方、平成27年8,178人。それから平成28年、これは8,064人来ていただいた。この中でですね、13.5%、13.9パーセントです。率から言えば。ただだから入るんです。まんが館。お金をとるとやっぱり少なくとも7割、それはふるさと村を見てもわかる話で。そういう中でその漫画と蔵で今の数字を見て、この地域にDMO含めて、なったことしてまんま食わせるという話なんです。経済的というのは。なったことしてまんま食わせていくんですか、この数字を見て。これは逆によその人だ、外貨だ。外貨が黒字のときはいいども、外貨が赤字のときはくれてやっていると同じだ。公共のお金を、あるいは血税だつて言われるものを。

まずはこの逆に温泉施設、このことを言っていくためにも、この現実を見て、市長、どうか教えてください。

○高橋大 市長 先行投資という言葉もごさいます。投資して、即その投資の部分がダイレクトに収益としてはね返る部分と、後々その布石が収益に結びつく部分と、その時間軸の中では短期的収益と長期的に見た場合とあるんだと思っております。

今回の、そのJRの大人の休日倶楽部のCMにつきましては、それはあのCMに対してのダイレクトな、即応でのお客様の入れ込みというものが、我々の期待を悪い方向で裏切って、残念ながらその二次交通を利用される方が想像より少なかったということは、非常に残念に思っておりますし、反省点だというふうには思っております。

ただ、過去ああいうようなJRの大型のCMをしていただいた全国的な例を見ますと、その後、直後にたくさんのお客様が、今までにないお客様が押し寄せたという、過去のさまざまな地域の事例に我々も期待もいたしましたし、もしそういった形のお客様が来ていただいた場合に、その二次交通の悪さから、来ていただいたお客様が悪い評判を土産話としてお持ち帰りになられるということは非常にまずいわけでごさいます、そういった意味では悪い評判が散らばらないように、そういった保険の意味もあって、何とか万全の体制でそのCMに対する反響を構えて受け止めましょうというような思いもごさいました。二次交通に関しましては、これはもう横手の弱い部分でごさいます、課題であるからこそこのような先般の補正をお願いしないといけなかったという部分でごさいます。

ですので、今は、我々横手市の地元のバス業者さんと、JRさんとダイヤのマッチングができないとか、そういった、わざわざこうやった二次交通に対する行政のコストをかけなくても何とかなるような民間での調整づくりということも今後お願いをしながら、そういった対応に当たっていきたいというふうにも考えておるところでございます。

また、まんが美術館につきましては、るる各いろいろな議員からご質問等いただいておりますけれども、横手の中で世界一というものを名乗れる施設というものは、施設であるとか、さまざまな取り組みというものは、これまでなかなかないわけございまして、やっと横手の中で世界一ということが示せるものというものがつくり上げられる、今一歩手前まで来ているというふうにも思っております。これはまさに横手の観光の顔にもなればなという期待、アーカイブとしての要素が一番ではございますけれども、何とかそういう横手の宝、誇れる宝というものをこの地域で見出したいという、それも投資でございます。

今、角館があのように桜の時期になれば大型バス、40台、50台平気で駐車場にとまっております。ここまでなるまで、あの角館でも重伝建から40年たってあのように全国的に知られる観光地になっております。横手はまだ4年、増田で重伝建で4年ということでございまして、まだまだ発展途上、まだまだ産声を上げたばかりでございますけれども、それらのこれから育つであろう、期待できる、そういう成長できる戦略というものに投資をしていくということはやっていかないと、今後横手の将来という部分でも、なかなか明るい兆しというものは見出しづらいいんじゃないかなというような思いもございます。

○佐藤忠久 議長 齋藤光司議員。

○24番(齋藤光司議員) 今回、温泉施設だから逆にそのところさこだわらないんですけども、思いはわかるんですよ。でもこの温泉施設だって、今、合併して横手市になっているんですけども、旧町時代も含めて、そのときの市長があなたのような思いをかけてつくって、営々と経営してきて、そしてまた何よりもその地域民に、地域に愛された施設なんです。だからこそ、逆にね、今言葉で言ったから、言われたから余計に私がこういう強い口調で話さなければいけないんですけども、その何というか、市としての工夫が、ありったけやっぺできないのでこういう形になるというところの、そのありったけが見えないから、私は逆に今、この二次交通の云々よりも腹悪い部分です。

でも、そのありったけ腹悪い部分、まず一つ置いておいて、せっかくですのもう一つ市長に、この部分のお願いは、温泉施設さわらびあります。まんが館で収蔵量日本一、世界一にしても人は来ません。人が来ないと商売にもなりません。なりわいにもなりません。

あなたが言う漫画の聖地、それは、さわらびを利用して、さわらびをトキワ荘化することですよ。わかりますよね、手塚治虫先生、石森章太郎先生がみんな集まった。あの貧しい中でも漫画家集団が集まって、日本の漫画文化はそこから、トキワ荘から。

幸せなことに、今我が町では釣りキチ三平の矢口高雄先生、隣町で流れ星銀、犬の漫画をかかせたら日本一ですよ。高橋よしひろ先生、東成瀬出身だ。それから、私の風呂の前にも飾っておりますけれど

も、大森市出身のおせんさん描かせて、色っぽいあの画のきくち正太先生、それこそトップランナーが指を折ればこの地域から、あの先生方に、それこそ秋田県のアトリエをあそこに持ってもらうんです。かかる経費を持ってしてですよ。聖地化づくりっていったらそこまで考えてやらないと、ただ集めただけ、やってみただけ、次の手も打てないじゃ、正直投げ銭です。その点をまずは一つ入れながら話をもとに戻しておきます。

その中で一つ、何でみんな閉鎖、簡単な話、2つの大物の話を今されました。あの民間業者が雄川荘でプールの話もあった。でも、本当にやってけるのかという話なんです。本当にやってけるのか。

だから、その中であなたたちが手を抜いている、それは何か。この素案の中で、市が施設ごとに指定をする事業、サービスの内容。えがおの丘、サービス何でもいい、指定ありません。地域を元気にするだけです。やってやると言ったらプールを残す、そういう形がなかったらこれを指定するべきじゃないですか。そうすればプールは残ります。さっきの一斉譲渡でも、それから雇用もですよ。2億8,000万の結局一般財源の繰り入れ、あるいは指定管理料、それいたましいとって要らないものみたいに投げたり何だりするなという話です。それ以上価値があるし、それ以上のものを生かすための民間譲渡、永続的に続く、このサービスが続くための民間譲渡であってほしい。そうしたならば、このサービス要綱の、今募集の要綱の中で、まずはプールを入れる。いなかったらまた考えましょうよ。まず1点目これ入れる、入れない、そこの部分で誰でもいいですから、市長ですか、わかる人もしいたら逆に答弁してください。何で外したか。応募者がいてね。

○佐藤忠久 議長 商工観光部長。

○小田嶋利宏 商工観光部長 えがおの丘、公募のたたき台といいますか、を考えている中で、えがおの丘について条件といいますか、それについては特段考えない方向で検討しておりますけれども、それはアイデア募集もさせていただいている中で、いろんな扱い方が、可能性があるということ、それから、逆に言うと、余り縛りをかけると自由な発想に基づく施設の運営に難しい点があると思いますので、事業者の皆さんから手を挙げやすいようにということで、あえてそういうふうな条件を付さないということを考えてものでございます。

○佐藤忠久 議長 齋藤光司議員。

○24番（齋藤光司議員） そうすれば、今の私みたいな意見がある。地域でもそういう意見がある。そうした場合には、これをつけてもらえるか、もらえないか、それをただお尋ねしたいんです。そこを正直はっきりしないと、これから私の質問も進んでいかないんです。そこどうなんですか。

○佐藤忠久 議長 商工観光部長。

○小田嶋利宏 商工観光部長 公募に当たっての条件といいますか、それについてプールのことを条件として定めるということについては、現段階では考えておりません。ただ、実際に応募がされて、その中身を審査する段階においては、例えばプールを活用した事業を行いたいですか、あるいはほかの事業を行いたいですか、具体の考え方が示されると思いますので、その段階において、審査の項目として

プールの位置づけというのはあるというふうに思っています。

○佐藤忠久 議長 齋藤光司議員。

○24番(齋藤光司議員) いや部長違うんですよそれは。違います。プール事業が要するに民間経営、損してやらないですよ。とんとんでもいい。地域貢献もしながらとんとんでもいい。それはあるかもしれない。でも、るる説明した中で、これ今初めてでないですって。3回目ですって。プール事業、数字から言ったら必ず赤字になる。説明しなくてもわかるでしょう。でも、その中でやってくれるという、そういうアンケートがあった。それを入れることによって、あそこにプールそのものが残る。何もないとって応募してから、なかったら、じゃ、プールは残らないんでしょう。そうじゃないですか。そこは確認しておきましょうよ。アイデアではあったかもしれないけれども、その手を挙げた人がプールを残すと言わねばプールは残らないんだすべ。

○佐藤忠久 議長 市長。

○高橋大 市長 逆に、プールが絶対条件という文言を付して応募して、逆にそれが条件であれば手を挙げませんというような業者ばかりであれば、そもそも、えがおの丘の建物そのものはもう廃止で決定になるという位置づけになりますので、それだったらなるべく制約を抜きにして、譲渡を引き受けたいというような業者があらわれたほうが地域のためにもプラスになるというふうに思っております。市としての判断は、今、一地域に一施設というような形での方向性を示しておりますので、そこをご理解いただければというふうに考えております。

○佐藤忠久 議長 齋藤光司議員。

○24番(齋藤光司議員) それは理解しています。だからこそ、プール機能だけ残す。そういう提案を私は今回してやろうと思ったんですよ。

それがなぜプール機能を残さなければいけないか。時間がないですね。すみません。そうすれば、年間2万8,000人使っているんです。2万8,000人。あそのプールに。今、健康の駅、当市のそれこそ目玉事業だ。そういう中でその健康の駅の大規模駅さ集まっている人間よりも多いんですよ。それもお金も払って。だから、温泉施設としてではなくて、要するに体育施設として何とかならないかという思いなんです。体育施設として。

人数もしかり、今使われている状況もしかり、含めて、これを誰もいないときに廃止、誰もいないときにもう1回考えてけるというならいいですよ。でも、逆に私いろいろ考えました。議員やめてあそこをやってみようか。でも解体費あるんですよ。年間、正直貸してもらって、ただで貸してもらって、その油代、人件費代、それも含めて何とかとんとんでやればという思いですよ。それでやってくれば御の字だと思わないですか、市長。でも、そういう中で今の条件の中では解体をしてやらなければいけない。正直、これは我々の手さ負えない。だからこそ市に対してのお願いですよ。でも、どこまでも考えないという話であれば、これやっぱり私としてはどうにもならないけれども、お金と人を握っているのはあなたですから、ああそうかとしか、引き下がるしかないですけれども、でも、少なくとも気持

ちの中に遺恨は残るでしょうね。まずそれだけは申し上げたい。

それから、もう一つです。今、応募者もいっぱいという話の中で修繕費でも何でもですよ、大規模の今の特養でも何でも民間譲渡したときに、それを継続して残す、そのサービスを残していく、あなたは福祉と今の温泉施設は云々、商売だべという話をされて分けましたけれども、実際は私は同じだと思うんですよ。この地域にとって切って切れないものだ。

そういう中で、ある意味、今譲るときに修理含めて、要するに固定資産税の扱い、簡単な話じゃないか。今までやっていて赤字、これから固定資産税5年間減免されたって、固定資産税の負担が出てくる。それから、もっと大事なのは修繕費が何億ってかかるって私が試算しておいて、それ知らないふりで、そしてなおかつ新しい施設ならいいけれども、15年、20年でみんな壊さねばできなくなる施設です。それまで、それを逆に解体費用まで持たせるとなったら、商売として成り立つんですか。今の形態ですよ、その温泉という形態で。何でもいいとなればまた別の形態もあるかもしれませんけれども。でも、当市としては学校もありますよ。廃校された。そっちも利用してもらいながら、やっぱり温泉施設は温泉施設として利用していく。これが私は本筋だと思います。

それから、もう一つ。さっきさらっと流してしまった。そういう中で、今回、この間のアンケートで、要するに老人福祉施設をつくって、その日帰り温泉等の赤字部分に補填をしながら施設を運営する。こういう経営ビジョンを出されて、新たなアイデアだって言われた。でも、要するに日帰り温泉部門を持つという部分の中では、誰がどう考えても、どういう計算をしても合わない。その中で、担当だけでなく市長がリーダーシップをとって、介護保険の数から何からいろいろあると思うんですけども、そこあたりをリーダーシップをとってやってもらわないと、逆に業者は向こうさ行って、なぜなんですかと聞いて、許認可になりませんでした、手を挙げません。そういう形になるじゃないですか。余りにも丸投げそのものじゃないかと私は思うんですけども。23秒、市長答えて終わります。また、続きこの次やります。よろしく。

○佐藤忠久 議長 市長。

○高橋大 市長 まず、これからの修繕費は知らないふりしてというか、それはしっかりオープンにして、想定されるべき今後の投資というものもオープンにして募集をしたいというふうにも思います。

また、さらっと流されたという部分に関しては、ぼやけた答弁をするなというような質問の前段にしっかりお答えしたつもりで、はっきり答えさせていただいたところでございます。

保険につきましては、温泉施設があるから保険料が軽減されて、いわゆるみんなが健康になって医療費が削減されているとかということでの結びつけでの質問と捉えさせていただいて答弁をさせて……違いますか。

【「許認可です」と呼ぶ者あり】

○高橋大 市長 そこにつきましては、その意欲のある業者さんがしっかり、その関係機関等に許認可をしっかりとっていただきたいというふうに思っております。

○佐藤忠久 議長 暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○佐藤忠久 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐々木 誠 議員

○佐藤忠久 議長 26番佐々木誠議員に発言を許可いたします。

26番佐々木誠議員。

【26番（佐々木誠議員）登壇】

○26番（佐々木誠議員） 26番、佐々木誠です。一般質問をさせていただきます。しばらくの間おつき合いのほどよろしくお願いいたします。

最初に、この3月で退職される職員の皆様へ、長い間職務に精励され、横手市発展に尽力されたことに対し、心からの感謝とご慰労を申し上げます。今後は健康に留意されまして、ますますのご活躍をお祈りいたします。

それでは、通告の順に質問をさせていただきます。

最初は、予防接種事業についてでございます。

予防接種は大切なものですが、副作用被害が迅速に認められず、被害救済のための認定、不支給処分を取り消しなど、多大の時間と労力、金銭的負担がかかります。大きな後遺症による被害者を抱えながらの家族の苦しみ、想像を絶することは歴史が証明することでもあり、皆さんも容易に想像できることと思います。

感染症の場合、2つのパターンが考えられると思います。1つは、予防接種を受けられなかったために感染症で死亡したり、障害を負ってしまうこと。もう一つは、逆に予防接種を受けたために、その副作用で死亡や障害を負ってしまうことです。いずれにせよ、ワクチンというものは被害をもたらす可能性からは逃れられない宿命を背負っているといっても過言ではなく、少なくとも自治義務として自治体が予防接種の実施主体である以上、地域住民の副作用救済に対しては万全の姿勢で臨む必要があると考えます。その意味で、横手市の住民に対する情報提供はどうだったのかなと思いつつ、次の質問をいたします。

1、任意予防接種事業と定期予防接種事業の接種の違いについて伺います。

2番、ワクチン接種は副反応が発生するという認識の程度について伺います。

次の質問です。

十文字地域小学校統合事業について。

1番、周辺農業者への説明についてでございます。わかりにくい表現で申しわけございません。

大規模な事業が行われると広大な農地が転用されます。その転用が周辺の農業者へいろいろな面で影響を与えるということから、このことについて質問に取り上げたわけです。たまたま十文字小学校統合事業が始まりましたので、このような表現にしたわけです。そのところをご理解お願いいたします。

周辺農家の意見としては、事業の内容についても全然わかりません、今後のことが心配です、不安ですといった意見が農業者、土地改良区などから農業委員会の総会でも出まして、これじゃいけないなどと思って取り上げたところでございます。この事業の工期はどうなっているのか、周辺農地への影響は、あるいは農道の変更はないのか、水路の変更はないのか、こういうことについての丁寧な説明が必要かと思えます。いかがでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○佐藤忠久 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 佐々木誠議員より大きく2件のご質問でございました。

まず、予防接種事業について、2点ご質問でございました。1点目の任意予防接種事業と定期予防接種事業の違いについてのお尋ねでございました。答弁させていただきます。

予防接種の違いにつきましては、予防接種法に基づいて市町村が行うものが定期予防接種となっており、この定期予防接種以外で非接種者と医師との相談によって判断され、行われるものが任意予防接種となっております。

なお、定期予防接種につきましては、対象となる疾病や対象者及び接種期間などが定められており、接種費用につきましては原則公費負担となっております。任意予防接種につきましては、季節性インフルエンザ、おたふく風邪、成人風疹などがその対象となっております。その接種費用につきましては自己負担となりますが、横手市ではこれらの予防接種に対して助成を行っておるところでございます。

続きまして2点目のご質問、ワクチン接種は副反応が発生するという認識の程度についてのお尋ねでございました。

予防接種ワクチンの使用開始に当たっては、国では安全性を十分検証した上で接種を進めているところではありますが、個人の体質や体調により効果のあらわれ方が違うことから、副反応が起こる可能性があります。その副反応の症状も、接種部分のはれ、しこりなどの比較的軽症の症状から、まれに脳炎や神経症状が生じる重篤な反応も報告されているところです。こうしたことを踏まえ、当市の予防接種事業の進め方についてご説明いたします。

お子様が出生された場合、最初に全員の方へ予防接種のガイドラインを記載した冊子を配布しております。その後、乳児全戸訪問を実施しておりますので、訪問の際にその冊子をもとに予防接種の種類、接種月齢、接種時の注意、副反応や起こった場合の対応の仕方について説明しております。また、個別の受診勧奨通知を発送する際にも、再度接種時の注意や副反応についてお知らせをしているところであ

ります。

このほか、接種する際には予診の最初に、今日受ける予防接種について横手市からの説明書は読みましたかという予診項目があり、そこに、はいを選択しない場合は接種できない体制をとっております。このように接種を行うまで、定期接種や任意接種の区別なく、全ての予防接種について数回にわたって保護者に説明し、保護者が理解され、接種を希望する方が受けるという方法で行っているところであります。

続きまして、十文字第一小学校統合事業についてという大項目でございましたが、いわゆる大規模事業についての周辺農業者への説明はどのようにということと捉えました。

十文字地域小学校統合事業につきましては、今後、建設用地の確保に向け、土地収用法に基づく事業認定による農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外や農地転用の許可申請を行い、用地買収を実施する予定となっております。この建設用地の確保にめどがつき次第、周辺住民並びに農業者の方々への説明会を開催したいと考えております。

以上でございます。

○佐藤忠久 議長 佐々木誠議員。

○26番（佐々木誠議員） 答弁ありがとうございます。

この質問ですけれども、余りにも範囲が広いので、前回もやりましたけれども、子宮頸がんワクチンのことについて集中的に質問させていただきます。

非常に副作用が多くて、現在の状況ですね、接種状況、今、定期接種だけれどもちょっとランクが下がったような状況でやられているかと思えますけれども、現在の状況についてお知らせください。

○佐藤忠久 議長 健康福祉部長。

○三浦淳 健康福祉部長 詳細な比較という形ではただいまご答弁できないんですけれども、状況的には子宮頸がんワクチン接種、定期化になってもおりますので、そのような形で大きく変動したという形ではないというふうに認識しております。

○佐藤忠久 議長 佐々木誠議員。

○26番（佐々木誠議員） 国の事業ですから、自治体がそれに対してどうのこうの言うわけにはいかないかと思えますけれども、まず、言葉の表現がいいかどうかわかりませんが、まず一応推進して事業をやったことになるでしょうね。だけれども、ちょっと副反応が多くて、定期接種だけれども勧奨しないみたいな文章がありますけれども、実施主体の自治体の関係者としてどのように感じておりますか。そこをお尋ねいたします。

○佐藤忠久 議長 健康福祉部長。

○三浦淳 健康福祉部長 ただいまの市長の答弁にもございましたとおり、予防接種に関しましては、ご本人のご了解のもとに、ご家族のご了解のもとに、ご本人が、あるいはご家族がご了解しない場合は接種はできない状況になっておりますし、そのような仕組みでやりますし、そのようにご説明を申し上げます。

ております。定期接種化ということでございます。もともとは任意でありましたけれども、定期接種化ということでございますので、国として効果があるということで進めているというふうに法に基づいて行っておりますので、そのように認識しております。それに基づいて市として対応しているということで、市が個別にその選択をして、適否を判断してやっているものではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○佐藤忠久 議長 佐々木誠議員。

○26番(佐々木誠議員) 今の素人ですからよくわかりませんが、非常にちょっと怖い感じがしますね、今の子宮頸がんワクチンは。いわゆる了解を得てやられていると、だけれども問題は、そういう危険性を持っているワクチンなのか、接種を受ける女の子や親が事前にその内容をよく知っているかということが問題だと思うんです。知っていれば、知っていてもいいよというならいいけれども、ある自治体の話をちょっと聞きましたら、痛いとか、赤くなるとか、軽い反応が列記され、いずれも一過性のもので数日以内に治りますというような説明だったそうです。後遺症が残る可能性があるとか、アメリカでは何人の死者が出ているとか、歩けなくなったり、免疫不全でさまざまな症状に苦しめられる可能性があるなんていうことは一言もなかったと。

病院の場合、患者さんには十分な情報を提供し、納得の上で治療を受ける。こういうことは今では常識です。予防接種だってそういう情報提供を与えるのが当然じゃないかと、そういう話でしたけれども、横手市の場合、情報の与え方はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○佐藤忠久 議長 健康福祉部長。

○三浦淳 健康福祉部長 先ほどの市長からのご答弁にもございましたとおり、予診表という形での内容のご確認いただく。それから、そのことでも説明をする。それから接種期間、個別と集団ある場合によりますが、子宮頸がんでありましてその時点での説明をしていっておりますし、やはり薬、ワクチン、ワクチンに限らず薬でございますから、ご本人の体調でありますとか、それから体質でございますとか、いろいろな要素があると思います。その中で、ご家族含めてご本人、ご家族がご判断をして接種を受けると、そのように判断されていると思いますし、市としましては、健康部門含めて、私そのトップにおりますけれども、説明を尽くしているというふうに考えております。

○佐藤忠久 議長 佐々木誠議員。

○26番(佐々木誠議員) 福祉部の人たちがいろいろ勉強して、説明をしているかと思っておりますけれども、ここに冊子があります。こういうのを、予防接種ガイドラインとか、予防接種と子どもの健康とか、予防接種に関するQ&Aとか、こういうのを教材にしてやっているんですか。

○佐藤忠久 議長 健康福祉部長。

○三浦淳 健康福祉部長 非常に細かい、あるいは深い話といえますか、複雑な話になりますと非常にご説明が難しいかと思っておりますけれども、冊子を使ったり、それを保健師なり関係者がかみ砕いてご説明をしている。あるいは、医療機関になりますと、やや専門的な説明にはなるかと思っておりますが、そのような

説明をしていると考えております。

○佐藤忠久 議長 佐々木誠議員。

○26番（佐々木誠議員） こういう、多分そちらのほうにこういうふうに行っていると思うんですけども、これを発行しているのが予防接種リサーチセンターとか日本ワクチン産業協会とか、ワクチンをつくっているメーカーのつくった資料なんですよ。だから、うそは書いていないと思いますけれども、住民目線ではない、そう言えばまた怒られるかな、そういう感じました。

別のほうを見ると、本当に詳しく症状を書いて、注意してくださいみたいなのはあるんですよ。これは本当にさっき言ったように赤くはれるとか、そういうあれなんですよ。だから、これを説明しているから十分にやっているよと言われても、ちょっとどうかかなと思うんですけども、そこら辺やっぱり勉強会みたいなみんな同じような知識、その件に関しての知識のレベル、みんな同じような感じで、こっちのほうは丁寧に説明したけれども、こっちのほうはちょっと何か粗末だったとか、そういうことはないですか。

○佐藤忠久 議長 健康福祉部長。

○三浦淳 健康福祉部長 ただいま議員からの資料の提示ございましたけれども、基本的に予防接種、今の場合は定期予防接種でございますが、厚生労働省のガイドライン、それからそれに基づく資料、それから県の健康部門の資料、そちらを加えながら、そちらに基づいて我々対応しております。ですから、いろんな団体で冊子つくっているかもしれませんが、基本的に国の指針、それを受けました県の指針、それを受けて市町村で定期接種を行っております。それに基づいてご説明しておりますし、説明というのは、幾らやっても100%ということはないかもしれませんが、各種の段階で説明をしています。最後は、それらを踏まえて受診される方が選択をするということでございます。

それについて我々のほうで絶対それを受けなければいけませんとか、そういう形のご説明はしておりません。先ほどの市長の答弁にもございましたとおり、予診項目等を確認していただいて、読んでいない、あるいはわからないということであれば当然確認いただきますし、それでやっぱり疑問があれば当然受けられない、受けない。受けられないとは違いますが、受けないという選択は当然出てきますので、そのような選択をされている方も当然おられるかと思います。

以上でございます。

○佐藤忠久 議長 佐々木誠議員。

○26番（佐々木誠議員） 先ほど予防接種事業と定期予防接種のほうの事業で、医療費の補償とか、あるいは支援とか、そういうのはルートが違うんですか。予防接種と定期予防接種でやった場合の副反応が出た場合の。それをお尋ねいたします。

○佐藤忠久 議長 健康福祉部長。

○三浦淳 健康福祉部長 定期予防接種の場合には、国の、副反応が審査で認められた場合の救済措置がございます。任意予防接種の場合ですと、議員もご承知のとおり、PMDAという独立行政法人、医薬

品医療機器総合機構、こちら我々通称機構と呼んでいますが、こちらですと任意もできますし、それから同じように全国市長会の、市も加入しておりますが、予防接種事故賠償補償保険、こちらにつきましては任意予防接種対象にしているということで、定期と任意によって請求できる相手方が異なるという状況でございます。

○佐藤忠久 議長 佐々木誠議員。

○26番(佐々木誠議員) それで、今回の場合、学校で説明会をやったと聞きましたけれども、説明会の際の内容について、できれば教えていただきたいんですけども。

○佐藤忠久 議長 健康福祉部長。

○三浦淳 健康福祉部長 ただいまのご質問ですけども、学校での説明会の内容につきましては、現在資料も持っておりませんので、ちょっと現在ご答弁できません。申しわけございません。

○佐藤忠久 議長 佐々木誠議員。

○26番(佐々木誠議員) この予防注射は危ないということで接種を受けない人もおったわけですね。危ないと思った人たちはどうしてそれを知ったのでしょうかね。一般の人たちがそういうことを知ったということは、予防接種に関係している人たちは危険性については当然知っていたのではないかという人もおりましたけれども、実際はどうですかね。

○佐藤忠久 議長 健康福祉部長。

○三浦淳 健康福祉部長 先ほどから申し上げておりますけれども、国のほうでその効果等を含めて検討して、任意から接種化しておりますので、その危険性、副反応が出るかどうかということについて、事前にご理解をいただいた中で、当然、選択として受けないという、危険のリスクがあると判断される方は受けないという選択肢は当然ありますし、そのように選択されていると思います。

それについて、なぜそうなのかということにつきましては、我々は効果があると、さっき冒頭の議員の質問の中で、ワクチンを受けないことでのいわゆる感染症なり病気へのリスク、当然生じてまいりますので、そこについては当然、ご本人、あるいは保護者の方の選択になりますし、やはりリスクが全くない、ただしそれが何か反応が出た、それが副反応かどうかということも、先ほど来申し上げておりますように体調なり、体質なり、あるいは気象の状況だったり、いろいろな状況がありますので、それについては、必ずそれが副反応であるとか、副反応でないとか、当然言えませんけれども、いずれ受診される方が情報を持ちながら、その中で受ける受けないを選択されているということでございますので、我々としては、定期化になっておりますので感染症の予防という形、病気の予防という形で進めると、それは国の方針、それを受けました県の方針に基づいて行っているということでございます。

以上であります。

○佐藤忠久 議長 佐々木誠議員。

○26番(佐々木誠議員) 前回の質問の中で、部長の答弁の中で、関係市町村の状況を見て、いろいろ私たちも副反応の人にどのように対応をしていったらいいかというのを検討しますという答弁が何かあ

りましたね。だから、もうそれから二、三カ月たちましたので、どのような検討をしたかということを中心にお尋ねしたいんですけれども。

○佐藤忠久 議長 佐々木誠議員に、通告の内容に従って質問をしていただくようお願いします。
健康福祉部長。

○三浦淳 健康福祉部長 副反応の方という、今議員おっしゃりましたけれども、副反応の当該、議員が今お話しされているケースで、仮の話でございますけれども、副反応等の形で請求されている場合であれば、その請求の認定、非認定の結果という形を当然、任意接種であればご本人が請求しまして、ご本人に通知、給付が行きますし、あるいは認定、非認定の結果が行きますし、定期接種であれば市を経由しまして国へ請求し、市からまたご本人のほうに認定、非認定、認定の場合とはというような形になります。

他の自治体の対応も確認したということで、私の答弁がどのようにお伝わりになったかというのがあると思うんですけれども、いずれにしましても、認定、非認定の結果にもかかわらずでございますが、これまでもご相談いただければ、当然ご相談に地域局の保健師、あるいは健康推進課で対応してまいりましたし、こちらで状況を伺うケースも当然あるかと思えます。ただ、いずれ個人の状況でございますので、ご相談いただくと対応を続けてまいりましたところでございますし、今後もそのような対応をしてみたいと思えます。

なお、この副反応の認定、非認定にかかわらず、それ以外の例えば公的な制度の支援できる制度でございますとか、ご検討していただいたらどうかというような制度につきましても、情報の提供もしておりますし、これからもその対応はきっちりとしてまいりたいと、ご相談いただければそのような対応をしてみたいと思えます。そのような対応を含めまして、前回のご質問のときにもそれを含めてお答えしたつもりでございましたが、今またご質問でしたので、そのようにお答えしたいと思えます。

○佐藤忠久 議長 佐々木誠議員。

○26番(佐々木誠議員) すみません。ちょっとずれたりして。

一番言いたいことは、接種事業をして、ここに苦しんでいる人がいるわけなんですね。この人を何とかできないかという、その願いただ一つなんですよ。

それで今検討していると言ったことは、全国で20ぐらいの自治体があるんです。そういう人たちを面倒見ているというか。それで、それを面倒を見ると、もうこの人が一生そういう状況に、例えば市の財政を使って援助するかという、そういうことじゃないんですよ。期間を決めて、この期間を決めてここだけはもう精いっぱい治療をしてくれと、自分で行動できるくらいまでは頑張ってもらって、そういうあれなんです。あとはずっとじゃなくて、1年ぐらいとか半年ぐらいとか、とにかくもう治療してくれと、そして、悪い言葉ですけども、どうにもならない場合は、あと制度のあれに沿って何とか治療してくれ、そういうことをやっている自治体があったものだから、そういうところを見て検討しているのかなって、ちょっと期待を込めて今質問したところなんですよ。

それになるともう福祉部長だけの判断じゃなく、市長とか総務部長とか、こっちの判断になるかと、みんなで決めるんですからみんなの判断だと思っただけなんですけれども、何とかちょっとの期間でもいいからもう精いっぱい治療してくれっていう支援がないものかなと思うんですけれども、市長無理ですか。部長でもいいです。

○佐藤忠久 議長 市長。

○高橋大 市長 権威あるちゃんとした機関によって認定とされた場合には、そのされたなりの手当てというものがあつたと思つています。我々、佐々木議員と同様にそういった医療のエキスパートではないわけでごさつまして、学術的にこの人はそうだということを、学術的に裏づけられる何ものもない中であると、やはりワクチン接種したくない抜きにして、やはりその方の重篤な症状をどれぐらいの障害に当たつたのかという、今ある福祉の網の中でどう、その重篤な状況を強いられている方が、そういうセーフティーネットにかかるのかという判断しかできないというふうにも思つておるところでごさつします。

ワクチンというもの問わず、薬もそうですけれども、100%リスクがないというものは恐らくないんであらうと思つますし、まさにお酒であつても本人の体質によっては毒な人もいますし、食べ物でもアレルギーが重篤な症状を引き起こすような方にしてみれば、我々がふだん食べている食べ物であつても、人によっては毒になり得るということもある。ただ、ワクチンというもの、有史以来もう長い歴史の中で、それを接種したことによって、やはり子どもの死亡率が大幅に激減したという歴史があつたり、全くワクチン接種がない社会とした社会とでは、社会に物すごい差が出るんだと思つております。当然リスクとは裏腹の、この人類が勝ち得た英知だというふうにも思つております。

何度も言うように、今ある福祉の網の中でかかる手だてというものは、しっかり相談をさせていたゞきたいというふうにも思つます。

○佐藤忠久 議長 佐々木誠議員。

○26番(佐々木誠議員) 認定されると、やっぱりその網にかかるんですね。ところがやっぱり認定されないとうちにもならないというのがみんなの意見ですけれども、この認定する機関が、また問題と云えばちょっとあれなんですけれども、今部長が言つた機構は、いわゆるワクチンを生産しているメーカーがお金を出して運営しているんですね。それから、こういう予防接種このリサーチセンターもこれあれなんです。だから、もうなかなか認定されないんですね。

だから、今、日本で裁判をやつている人数が119人かな。この人たちもやっぱり認定されないで、今裁判に向かつているとうちか、隠れた患者さんって、苦しんでいる人はもう何人いるかわからないとうちですね。それだけ、横手市も何人って言つていますけれども、私はいろいろ聞いていますと、かなりと云えばちょっとあれですけれども、もっと多いんじゃないかなと思つているんです。だから、そこら辺の、何とかならないかということなんですけれども、申しわけないです。

○佐藤忠久 議長 健康福祉部長。

○三浦淳 健康福祉部長 繰り返しになりますが、やはり副反応の認定、非認定は、専門家の審査により

ますので、効果がある、進めるべきだという、特に定期接種、任意予防接種もそうでございますが、それを専門家集団の学者、現場の方々の専門家の方々が判断する結果を受けませんと、それを、認定になれば当然、今議員おっしゃられましたとおり救済措置がございます。認定にならなかった場合、あるいは審査が長引いた場合、そこについて我々のほうで、我々、先ほど市長もご答弁しておりましたとおり、我々専門家、ワクチンのプロが、あるいはその経緯それから科学的な部分も含めまして、専門家集団ではございませんので、その結果を受けて対応をする。

ただし、ただいま市長の答弁にもございましたとおり、それ以外の現行の制度、認定、非認定にかかわらず、それについては申請のこういう制度があるし、公的な福祉の対応もできますので、対応はご相談していきますし、情報も提供しております。ただ、結果が認定、非認定がはっきりしない場合、あるいは非認定になった場合に、それを副反応としてそこに対応してほしいということでは対応できないと思います。

以上でございます。

○佐藤忠久 議長 佐々木誠議員。

○26番（佐々木誠議員） 私が余り言うのはちょっとまずいかもしれないけれども、本当にかわいそうなのよ。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・それだけまだ重症で、だけれども、書類を出したら認定されなかったんです。だけれども、今部長が言ったように相談に行くようにしてもらおうので、何とかよろしくご指導のほどお願いいたします。

次に移ります。

この機会に、今スマートインターチェンジも工事に入っているんですかね。それで、農家の人の話を聞くと、いわゆる、私たちはアブラゲタンボとかよく言うんですけれども、そういうふうになると作業もしにくいので、放棄地みたいになるんだって。それですごく心配しております。だからそういう大型の工事をやる時には、買収の土地以外に周辺をどうするかということを進めてもらえると、・・・・・・助かるんじゃないかと思っているんですけれども、どちらか大型工事を担当する人たちのご意見をお願いいたします。

○佐藤忠久 議長 市長。

○高橋大 市長 大型工事を受注していただいた企業さんは、企業努力の中で騒音であるとか、さまざまなじん肺であるとか、さまざまな周辺環境に及ぼすことがふぐあいが生じないように細心の注意、努力をしながら、また、さまざまな重機等も搬入したりしますので、そういった周辺の交通とかにもしっかりと配慮しながら事業を実施していただいているという状況でございます。これまでも市発注、それ以外の県も国も含めてですけれども、そういった周辺農地や周辺の住民、近隣の方々に不自由、ふぐあい、またそういったまずい状況が発生しないように、我々も注意をしておりますし、業者の方々にもそういった部分の企業努力はしていただいているところでございます。

○佐藤忠久 議長 佐々木誠議員。

○26番（佐々木誠議員） その建設する企業もそうですけれども、今言っているのは、農地を買収して、その農地が変わるわけですね。だから、その変わったところの境のほうの地形がこっこの周りの・・・人たちに影響を与えないような進め方をしてほしいということなんです。建物を建てる時のことじゃなくて、農地の水路が変わったり、農道が変わったり、あるいは買収との境のところのこっこの・・・をやっている人に大きな影響を与えないような進め方というか、そういうことなんですけれども、もしよかったらもう1回お願いします。

○佐藤忠久 議長 教育総務部長。

○皆川規和 教育総務部長 十文字の統合小学校の件にかかわるご質問かと思しますので、こちらのほうからお答え申し上げますけれども、周りの水路、あるいは農道等につきましては、現在も土地改良区さんのほうと協議をしているところです。現在、当該事業につきましては、用地測量、それから物件調査等々を終了しまして、土地収用の事業認定申請をこの間提出したところでございます。この後は、それを待って、土地取得にかかわる具体的な交渉をしていくことに来年度はなろうかと思っております。その中で、当然また土地改良区さんともご相談は申し上げたいと思っておりますし、先ほど市長が答弁で申し上げましたとおり、それ以外の周辺農家の方々とも時期を見ましてご相談申し上げながら、いろいろご不安、ご不満があるかと思っておりますので、ご相談してまいりたいというふうに思っております。

議員がご指摘のことにつきましては、12月ですか、土地収用にかかわる事業説明を行わなければならないということがございまして、その際にも同様のご意見というか、ご不安を伺っております。そういったものを丁寧に対応しながら事業を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤忠久 議長 佐々木誠議員。

○26番（佐々木誠議員） 質問のほうは終わります。

うちの会派の人たちで今回一般質問しない人たちから言ってくれて頼まれました。今回、退職する人たちへの感謝の気持ちを示してくださいと言われましたので、それをあれして終わりたいと思ひます。どうも。

○佐藤忠久 議長 これで一般質問を終わります。

建設部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

建設部長。

○渡部幸伸 建設部長 本議会に上程しております議案第26号市道路線の認定について、認定路線の路線番号及び路線名の一部に誤りがございました。

誤りは、議案書107ページの上から9行目、路線番号400172、路線名石塚北部2号線、及び109ページの下から2行目、路線番号101213、駅西歩道1号線についてです。これらについて、お手元に配付の正誤表のとおり訂正させていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

今後はこのようなことがないよう、複数の職員によるチェック体制を強化してまいりますので、何と

ぞご理解くださいますようよろしくお願い申し上げます。このたびはまことに申しわけございませんでした。

◎陳情委員会付託

○佐藤忠久 議長 日程第2、陳情の委員会付託であります。既に配付しております文書表の所管の委員会に付託いたします。

◎休会について

○佐藤忠久 議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、明3月11日から3月21日までの11日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤忠久 議長 ご異議なしと認めます。したがって、明3月11日から3月21日までの11日間休会することに決定いたしました。

3月22日は一般会計予算特別委員会終了後、本会議を開きます。

◎散会の宣告

○佐藤忠久 議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時57分 散会

